

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

局名	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
----	--------------------

### I. 飲食店営業等の許可等に関する手続

#### **1 手続の概要及び電子化の状況**

##### (1) 営業許可の申請

###### ① 手続の概要

飲食店営業等を営もうとする者は、営業所所在地を管轄する都道府県知事等（都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長。以下同じ。）に対して、営業許可の申請を行う。

###### ② 電子化の状況

電子化は行われていない。

##### (2) 営業許可の更新の申請

###### ① 手続の概要

食品衛生法第 52 条第 1 項の規定による営業許可を受けた者が、許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合は、営業所所在地を管轄する都道府県知事等に対して、営業許可の更新申請を行う。

###### ② 電子化の状況

電子化は行われていない。

##### (3) 許可営業者の申請事項の変更の届出

###### ① 手続きの概要

食品衛生法第 52 条第 1 項の許可を受けた者が、許可申請書に記載した事項に変更があったときに、変更があった旨を営業所所在地を管轄する都道府県知事等に対して届け出る。

###### ② 電子化の状況

電子化は行われていない。

##### (4) 許可営業者の地位の承継の届出

###### ① 手続きの概要

食品衛生法第 52 条第 1 項の許可を受けた者について、相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、許可営業者の地位を承継した旨を都道府県知事等に対して届け出る。

###### ② 電子化の状況

電子化は行われていない。

(5) 動物の飼養又は収容の許可に係る申請

① 手続の概要

都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養又は収容しようとする者は、その施設の所在地の都道府県知事等に対して、許可の申請を行う。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

**2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

(1) 営業許可の申請

- ・ 申請のオンライン化等の推進 作業時間 20%削減
- ・ 施設基準・申請様式の標準化

食品衛生法に基づく飲食店営業等の営業許可は、自治事務であるため、地方自治体が行っている。したがって、施設基準・申請様式については条例で定めるとされていることから、自治体毎にばらつきがあるものの実態を見極め、標準化の取組を進める。必要に応じて自治体における条例改正等を伴うことから、取組期間は5年とする。

申請のオンライン化等の推進に当たっては、実際に申請を受理する地方自治体の理解・協力が必要。

(2) 営業許可の更新の申請

- ・ 申請のオンライン化等の推進 作業時間 20%削減
- ・ 施設基準・申請様式の標準化

食品衛生法に基づく飲食店営業等の営業許可は、自治事務であるため、地方自治体が行っている。したがって、施設基準・申請様式については条例で定めるとされていることから、自治体毎にばらつきがあるものの実態を見極め、標準化の取組を進める。必要に応じて自治体における条例改正等を伴うことから、取組期間は5年とする。

申請のオンライン化等の推進に当たっては、実際に申請を受理する地方自治体の理解・協力が必要。

(3) 許可営業者の申請事項の変更の届出

- ・ 申請のオンライン化等の推進 作業時間 20%削減
- ・ 施設基準・申請様式の標準化

食品衛生法に基づく飲食店営業等の営業許可は、自治事務であるため、地方自治体が行っている。したがって、施設基準・申請様式については条例で定めるとされていることから、自治体毎にばらつきがあるものの実態を見極め、標準化の取組を進める。必要に応じて自治体における条例改正等を伴うことから、取組期間は5年とする。

申請のオンライン化等の推進に当たっては、実際に申請を受理する地方自治体の理解・協力が必要。

(4) 許可営業者の地位の承継の届出

- ・ 申請のオンライン化等の推進 作業時間 20%削減

・施設基準・申請様式の標準化

食品衛生法に基づく飲食店営業等の営業許可は、自治事務であるため、地方自治体が行っている。したがって、施設基準・申請様式については条例で定めるとされていることから、自治体毎にばらつきがあるものの実態を見極め、標準化の取組を進める。必要に応じて自治体における条例改正等を伴うことから、取組期間は5年とする。

申請のオンライン化等の推進に当たっては、実際に申請を受理する地方自治体の理解・協力が必要。

(5) 動物の飼養又は収容の許可に係る申請

・申請のオンライン化等の推進 作業時間20%削減

申請のオンライン化等の推進に当たっては、実際に申請を受理する地方自治体の理解・協力が必要。

### 3 コスト計測

#### 1. 選定理由

(1) 営業許可の申請

年間申請件数が多く、また、事業者から簡素化の要望が強いため。

(2) 営業許可の更新の申請

年間申請件数が多く、また、事業者から簡素化の要望が強いため。

(3) 許可営業者の申請事項の変更の届出

年間申請件数が多いため。

#### 2. コスト計測の方法及び時期

(1) 営業許可の申請

選定した事業者ヒアリングを行い、申請に当たっての事前準備に要する時間、申請書類等の作成等に要する時間、施設検査に要する時間、行政機関への往復時間及び行政機関における待ち時間を集計し、これらの平均時間により年間の総作業時間をコスト計測する。

なお、オンライン化等により、行政機関への往復時間及び行政機関における待ち時間が削減され、また、施設基準・申請様式の統一化により、申請に当たっての事前準備に要する時間、申請書類等の作成等に要する時間が削減されることが見込まれる。

コスト計測は、地方自治体の食品衛生関係の業務が比較的繁忙になる夏期に実施する。

(2) 営業許可の更新の申請

選定した事業者ヒアリングを行い、申請に当たっての事前準備に要する時間、申請書類等の作成等に要する時間、施設検査に要する時間、行政機関への往復時間及び行政機関における待ち時間を集計し、これらの平均時間により年間の総作業時間をコスト計測する。

なお、オンライン化等により、行政機関への往復時間及び行政機関における待ち時間が削減され、また、施設基準・申請様式の統一化により、申請に当たっての事前準備に要する時間、申請書類等の作成等に要する時間が削減されることが見込まれる。

コスト計測は、地方自治体の食品衛生関係の業務が比較的繁忙になる夏期に実施する。

### (3) 許可業者の申請事項の変更の届出

選定した事業者にはヒアリングを行い、届出に当たっての事前準備に要する時間、届出書類等の作成等に要する時間、行政機関への往復時間及び行政機関における待ち時間を集計し、これらの平均時間により年間の総作業時間をコスト計測する。

なお、オンライン化等により、行政機関への往復時間及び行政機関における待ち時間が削減され、また、施設基準・申請様式の統一化により、申請に当たっての事前準備に要する時間、申請書類等の作成等に要する時間が削減されることが見込まれる。

コスト計測は、地方自治体の食品衛生関係の業務が比較的繁忙になる夏期に実施する。

## II. 理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の開設等に関する手続

### **1 手続の概要及び電子化の状況**

#### (1) 理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の開設許可の申請等

##### ① 手続の概要

興行場、旅館、公衆浴場等の開設しようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。理容所、美容所、クリーニング所を開設しようとする者は、都道府県知事等に届け出なければならない。

##### ② 電子化の状況

電子化は行われていない。

#### (2) 理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の開設後の変更届

##### ① 手続の概要

理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の営業者は、申請事項等を変更しようとするときは、都道府県知事等に届け出なければならない。

##### ② 電子化の状況

原則、電子化は行われていない。

#### (3) 理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の廃止届

##### ① 手続の概要

理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の営業者は、営業廃止しようとするときは、都道府県知事等に届け出なければならない。

##### ② 電子化の状況

原則、電子化は行われていない。

#### (4) 理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の地位承継の届出

##### ① 手続の概要

理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の営業者の地位を承継した者は、都道府県知事等に届け出なければならない。

##### ② 電子化の状況

原則、電子化は行われていない。

(5) 墓地、納骨堂の開設許可の申請

① 手続の概要

墓地、納骨堂を開設しようとする者は、都道府県知事、市長又は特別区長の許可を受けなければならない。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

(6) 墓地の開設後の変更許可の申請

① 手続の概要

墓地の営業者は、墓地の区域を変更しようとするときは、都道府県知事、市長又は特別区長の許可を受けなければならない。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

(7) 墓地の廃止許可の申請

① 手続の概要

墓地の営業者は、墓地を廃止しようとするときは、都道府県知事、市長又は特別区長の許可を受けなければならない。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の開設許可の申請等

・申請のオンライン化等の推進 作業時間20%削減

本手続は、地方自治体が自治事務として行っている。そのため、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨する。

なお、自治事務の性質上、実施をするか否かの判断は、実際に申請を受理する地方自治体が行うものであり、実施に当たっては、地方自治体の理解・協力が必要。

(2) 理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の開設後の変更届

・申請のオンライン化等の推進 作業時間20%削減

本手続は、地方自治体が自治事務として行っている。そのため、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨する。

なお、自治事務の性質上、実施をするか否かの判断は、実際に申請を受理する地方自治体が行うものであり、実施に当たっては、地方自治体の理解・協力が必要。

(3) 理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の廃止届

・申請のオンライン化等の推進 作業時間20%削減

本手続は、地方自治体が自治事務として行っている。そのため、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨する。

なお、自治事務の性質上、実施をするか否かの判断は、実際に申請を受理する地方自治体が行うものであり、実施に当たっては、地方自治体の理解・協力が必要。

(4) 理容所、美容所、旅館、公衆浴場、クリーニング所等の地位継承の届出

- ・申請のオンライン化等の推進 作業時間20%削減

本手続は、地方自治体が自治事務として行っている。そのため、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨する。

なお、自治事務の性質上、実施をするか否かの判断は、実際に申請を受理する地方自治体が行うものであり、実施に当たっては、地方自治体の理解・協力が必要。

(5) 墓地、納骨堂の開設許可の申請

- ・申請のオンライン化等の推進 作業時間20%削減

本手続は、地方自治体が自治事務として行っている。そのため、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨する。

なお、自治事務の性質上、実施をするか否かの判断は、実際に申請を受理する地方自治体が行うものであり、実施に当たっては、地方自治体の理解・協力が必要。

(6) 墓地の開設後の変更許可の申請

- ・申請のオンライン化等の推進 作業時間20%削減

本手続は、地方自治体が自治事務として行っている。そのため、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨する。

なお、自治事務の性質上、実施をするか否かの判断は、実際に申請を受理する地方自治体が行うものであり、実施に当たっては、地方自治体の理解・協力が必要。

(7) 墓地の廃止許可の申請

- ・申請のオンライン化等の推進 作業時間20%削減

本手続は、地方自治体が自治事務として行っている。そのため、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨する。

なお、自治事務の性質上、実施をするか否かの判断は、実際に申請を受理する地方自治体が行うものであり、実施に当たっては、地方自治体の理解・協力が必要。

(以上)